

## 2021 年度第 2 回 NGO-JICA 協議会 議事録（要旨）

日時：2022 年 1 月 24 日 14:00～16:00      場所：オンライン開催  
出席者：出席リストの通り

標記会議を開催したところ、概要は以下の通り。

### 1. 開会挨拶

#### ① 外務省：国際協力局民間援助連携室 松田室長

- ・ NGO の皆さんは顔の見える国際協力の担い手として重要なアクター。感染症や災害が続く中で脆弱な人々に支援を届けるべく、NGO の役割はますます重要になっていくと思われる。本日の協議を参考にして、外務省としても NGO 連携無償資金等のスキームに活かしていきたい。

#### ② JICA：井本理事

- ・ 昨年 10 月に理事に就任し国内事業部を担当している。これまで JICA の各部署で NGO の皆様と協働してきた。今後も皆様と多様な形で連携を強化していきたい。
- ・ 草の根技協の実施団体には、新型コロナウイルス感染症により渡航制限や活動制限等ある中で、途上国の脆弱な方々へ支援を届けるために活動いただき感謝申し上げます。
- ・ 昨年度より NGO-JICA 勉強会を開催。今年度はこれまでに 7 回開催し、のべ 642 名が参加。地域版の NGO-JICA 勉強会も開催しており、本日その事例を横浜と沖縄から発表いただく。このような勉強会や協議会での情報交換が有意義なものとなることを期待。

### 2. 各地域における NGO-JICA 連携実績

#### ① 横浜による事例

NGO：

- ・ 「よこはま国際協力・国際交流プラットフォーム」において、2010 年より「よこはま国際フェスタ」、「横浜国際フォーラム」を実施。2020 年からはこれら 2 つのイベントを統合して、「SDGs よこはま CITY」をオンライン開催。
- ・ 「NGO-JICA ラウンドテーブル@よこはま」を地域版協議会として開催。第 1 回で扱ったコロナ禍における国際協力というテーマにおいて、ICT 活用の課題を共通認識として持ち、JICA 横浜による研修に繋げた。

JICA：

- ・ ラウンドテーブルを受けて、コロナ禍における ICT 活用に団体差があることを認識し、NGO 向けの「ICT を活用した NGO 能力強化研修」を実施。
- ・ オンラインセミナー以外に個別スキルアップ研修も実施。団体よりニーズを

聞き、コンサルタントが個別に指導。2023年2月には各団体がこれらの研修をどのように活動に繋げていったのか成果発表予定。

## ② 沖縄の事例

JICA :

- ・ 昨年度より沖縄版 NGO-JICA 協議会の設置を検討。今後は民間企業、自治体、NGO のパートナーシップが重要と考え、パートナーシップによる活動を推進するプラットフォームを立ち上げることとし、プラットフォーム受託団体の公示を実施した。
- ・ 本プラットフォームは、以前実施していた NGO 等提案型プログラム「おきなわSDGs 国際協力ネットワーク形成プログラム」で形成した沖縄県内のネットワークを引継ぎ、今後本格的に活動開始予定。

NGO :

- ・ 配布資料に基づき、プラットフォーム受託団体となるレキオウィングスの活動紹介。
- ・ それぞれの企業、団体が持つミッション等は異なるが、SDGs に向けてノウハウやネットワーク、人材、モノ等は共有することをプラットフォームでは目指している。
- ・ 具体的には、「対話」として協議会、「支援」として情報発信や活動支援、「連携」として分科会やイベント等を実施予定。
- ・ 現在会員を募集中。このような地域の取組みについて、将来的に同じような活動をする各地のネットワークと情報を共有できるようにしたい。

## ③ 他地域の事例

NGO :

- ・ 関西においても関西 NGO 協議会と JICA 関西の主催で第 2 回地域協議会を実施し、40 名程度参加。多文化共生をテーマに関西地域や四国地域の実践例を、またユースの人材育成というテーマで若者を育成する事例を共有した。JICA 関西が 4 月に配置する国際協力推進員にも期待。
- ・ 埼玉には JICA センターはないが、来月グローバルセミナーを JICA と共同実施予定。
- ・ 北海道や名古屋でも NGO、JICA 間の連携を実施。

## 3. JP-MIRAI の活動状況 (JICA 国内事業部外国人材受入支援室)

JICA :

- ・ 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」(JP-MIRAI) は 2020 年 11 月に設立され、JICA が共同事務局となっている。5 つの行動原則が定められており、会員数は設立時の 51 団体から 2022 年 1 月現在、376 団体となっている。(その他、配布資料に基づき 2021 年の活動概要と計画を説明)
- ・ 外国人材受入支援に JICA が取り組む背景としては、外国人労働者の急増及び海外送金の途上国における重要性の増加がある。さらに国際協力機構法第三条、第十三条における業務の整理、日本政府による「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和 2 年度及び 3 年度改訂)における JICA 事業への

言及を踏まえ、JICA として可能な範囲の事業を実施している。

NGO :

- JICA が取り組む意義として、技能実習生が帰国後母国である開発途上国でどのように貢献しているか、情報分析等もお願いしたい。またそれらを反映して今後制度が改善されていくことを期待したい。

#### 4. 米国政府主催「民主主義のためのサミット」において発表された日本の取り組み詳細 (議題提案：国際協力 NGO センター JANIC)

NGO:

- 2021 年 12 月に米国政府が主催した「民主主義のためのサミット」に岸田文雄内閣総理大臣が参加し、日本政府の取り組みとして、「腐敗との闘い」、「権威主義からの防衛」、「人権の促進」を含むコミットメントとともに、国際機関に約 1,400 万ドルを拠出することを発表した。サミット開催時点では、資金拠出の詳細が報道発表を含めて公表されていなかったため、外務省に内容を問い合わせたところ、UNDP 及び OECD に 7 億円、ILO に 8 億円を拠出する予定との回答があった。これらは、企業活動における人権尊重の取り組みとして、グローバル・サプライチェーンにおける責任ある企業行動の促進を含むものとのことであった。
- 民主主義サミットで表明された日本の取り組みに関し、JICA として「透明性の高い政府開発援助 (ODA) の実施」「専門家派遣・研修・人材育成等の各種支援プログラム」それぞれにおいて実施しているものを伺いたい。また、法令、司法制度の整備・運用に係る検討中のプロジェクトの件数・金額・対象国・概要を伺いたい。
- 2021 年度第 1 回 NGO-JICA 協議会 (2021 年 6 月) において、途上国の市民社会への直接支援に関して JICA に伺った際に、「JICA の技術協力プロジェクトでパイロット事業や現地再委託等、現地の団体が実施している事例はある。具体的なテーマも含めて個別に相談したい。」との回答を得た。その後、アフガニスタンでは 8 月にタリバン政権が成立し、社会が不安定になっている中で、JICA がアフガニスタンの安定に向けてどのような取り組みをしているか、特に途上国の市民社会への直接支援に関して伺いたい。

JICA : 担当部署記載必要

- 「透明性・アカウンタビリティ向上」は、年次報告書、業務実績報告書、事業評価報告書、ウェブサイト決算報告開示請求、ODA 見える化サイト等にて、引きつづき図る予定。無償資金協力、有償資金協力等の事業は、開発協力適性会議にて関係分野の知見を有する外部の方に意見をいただき、事業の妥当性を確認し、透明性の向上を図っている。
- 「民主主義サミットのフォローのコミットメント」について、検討中の案件は、現時点で公開情報ではないため説明できない。2021 年度には、アジア、アフリカにおいて、民事法、刑事司法、知的財産法、競争法、法案の基礎協力強化等の分野の法整備支援案件を実施した。これらの既存の JICA の取組みを念頭に、外務省で「民主主義のためのサミット」での発言等を作成したと承知している。

- 「アフガニスタン等の市民社会への対応」について、今のところ市民社会組織への直接支援に限定したスキームは無く、技術協力事業や調査の再委託という形で関わっていただいているものが多い状況。一方、コミュニティエンパワメントプログラム（CEP）という形で、コロナ感染防止のための衛生啓発活動や、コロナにより経済的な影響を受けてしまった人がマスクの製作・販売で収入向上を図るという実証調査を現地 NGO に委託する形で試行し、その効果をレビュー調査した。これまでに 27 ヶ国において 36 件の案件を実施したが、レビュー結果を踏まえて今後の実証調査継続について検討予定。アフガニスタンへの支援については、これまで農業・農村開発、インフラ・都市開発、人間開発を重点分野として協力してきており、今後も引き続き重要であると考えている。これまでの協力実績を踏まえ、アフガニスタンの人々のニーズに応えるべく適切な対応を考えていきたい。

## 5. 「JICA が管理する ODA の無償資金協力支払前資金にかかる改善策」による NGO 事業への影響（JICA 企画部）

NGO :

- JICA が実施する ODA の無償資金協力案件の資金は、外務省から JICA に交付され JICA が先方政府に支払うまでの間、国際協力機構法に基づき、JICA が管理することになっているが、この支払前資金の総額は、2020 年度末時点で、約 1,960 億円に達しているとの報道がされた。その適正化を図るため、外務省が改善策を発表し、資金を供与する契約期限を過ぎた場合には事業の打ち切りや国庫返納の可能性も含めて検討されている。外務省の提示した改善策の内容及びそれに対する JICA 側の対応、また、今回の改善策を実施するうえで、NGO 事業に関して想定される影響などについてご説明いただきたい。

JICA :

- NGO 支援予算への影響はない。報道に出ている 1,960 億円は全て閣議決定され実施が決定している案件についての支払前の資金となる。その約 6 割は、事業が順調に進んでいたとしても、JICA が年度をまたいで管理することとなっている資金であり、約 4 割が、新型コロナや政情不安等、各種事情による事業の遅れにより生じているもの。外務省とも協力し改善を進めていく。

NGO :

- 来年度、NGO 支援など JICA の全体予算が削減されると懸念しているがその辺りの影響はどうか。

JICA :

- NGO 支援予算は、無償資金協力の予算とは直接は関係しない。草の根技協等の予算は交付金予算であり、無償資金協力とは予算が異なる。

## 6. 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の改定プロセスとその結果（JICA 審査部、企画部）

NGO :

- 10 年ぶりのガイドライン改定にあたり、NGO 側でも勉強会を開催し、多くの意見が出された。策定当初から多くの NGO が関わってきたこともあり、NGO-JICA 協議会で

も継続して報告されてきたが、改定プロセスにおいてどのように市民社会の声が反映されたか、また改定ポイントなどを聞きたい。

JICA :

- 配布資料に基づき説明。
- 改正ガイドラインや異議申立手続要綱、および改定した FAQ は JICA ウェブサイトにて公開中。

NGO :

- 異議申立ができるのは影響を受ける当事者限定であることに疑問。影響がない人からは問題提議できないシステムは問題という意見を出したが、NGO 側のパブコメのやり取りの中で行き違いがあり反映に至らなかった。ガイドラインの趣旨として、問題があれば誰でも指摘できるようなオープンなシステムにするべき。

## 7. JICA 債発行における新規石炭火力支援の是非に係る説明と JICA の資金調達リスク (議題提案 : 「環境・持続社会」研究センター JACSES、国際環境 NGO FoE Japan)

NGO :

- JICA 債では調達資金を石炭火力発電事業には充当しないとの発表がされているが、JICA 事業においては石炭火力発電事業の支援を継続しており、今後も支援が予定されている事業があると認識。それを踏まえ以下 3 点伺いたい。
  - 機関投資家とのコミュニケーション状況
  - 上記ギャップへの認識
  - 海外機関投資家が石炭火力発電事業に関わる発行体もダイベストメント対象とすることによる JICA の資金調達リスク

JICA :

- 2021 年 3 月以降、投資家からの問合せは 4 件。投資家から了承を得られていないことから詳細は控える。
- 債券の発行額と同額が適格事業に充当されるよう追跡管理を行っており、このような資金管理方法は金融市場では一般的なものと認識。
- 現時点では市況等を鑑みて資金調達リスクが高まっているとは認識していないが、今後の動向によってはご指摘いただいた論点が資金調達において何かしらの影響をもたらす可能性があるということは理解している。今後投資家の方からのご意見を参考に検討したい。
- 透明性が重視される資本市場の原則に則り、TCFD に代表されるような国際的な開示フレームワークなども参考にしながら、投資家の投資判断に資する開示強化に取り組む。

NGO :

- 仮に債券の対象としている事業が破綻しても別事業の収益から補填されるため、資金が充当しないという説明はおかしい。充当しないとの表記はやめるべき。
- 石炭火力にかかる国際的な潮流や地元での甚大な環境社会影響を踏まえ、石炭火力発電事業への支援のあり方を検討いただきたい。

## 8. JICA 寄附金活用事業の制度運用見直し（JICA 国内事業部）

### JICA :

- 2021 年発行の「寄附白書」によるとコロナ禍で国民の社会貢献や寄附への関心は高まっている傾向にあり、JICA への寄附の問い合わせも増えている。
- 資金動員の重要性は SDGs 達成目標にも明記されており、目標 17 達成のために「実施手段を強化してグローバルパートナーシップを活性化する」「複数の財源から開発途上国のための追加的資金源を動員する」ことに皆で取り組むこととされている。JICA も NGO や民間企業等の外部アクターとの協働・共創を通じて、事業の効率化やインパクトの最大化にどうやって取り組めるかを模索している。
- 「世界の人びとのための JICA 基金」は、NGO-JICA 協議会 NGO 側コーディネーターから推薦いただき JICA が承認した 2 名を含む 5 名の運営委員で運営委員会を開催し、運営している。今年度、案件監理業務を国内事業部から各国内機関（13 カ所）に移管し、NGO へのサポート体制の強化、採択件数の増加、契約方法の改善に取り組んだ。スタートアップ支援事業として、初めて NGO としての活動をスタートする団体に積極的に活用いただきたいと考えている。
- 寄附という形で JICA 事業に参画したいという国民のニーズに応えるため、JICA 事業での寄附金の活用もひとつの方法として考えていきたい。「SDGs 基金」（仮称）を立ち上げ、「母子手帳普及プロジェクト」や「みんなの学校プロジェクト」で寄附金を活用することができないかと考えている。
- JICA 基金へは、年間約 2,000 万円の寄附をいただいているが、JICA 基金として預かっている寄附は、今後も JICA 基金のスキームにて NGO に活用いただく。立ち上げを検討中の SDGs 基金は、別途寄附を募集して管理する予定。
- 交付金で運営されている他の独立行政法人の中にも、寄附金を活用している法人は多い。国民の多様なニーズを踏まえ、パートナーシップの強化に取り組みたい。

### NGO :

- JICA 基金の設立当初から、寄附市場の拡大という点で JICA と NGO の連携というテーマがあることは十分理解しているが、JICA というネームバリューは産業界、一般市民にとって非常に強いことも事実。今回の「SDGs 基金」が NGO と JICA が寄附市場にて競合してしまうことのないよう検討してもらいたい。
- JICA 基金と新しく立ち上げる SDGs 基金の棲み分けを確認したい。また、どのように寄付を振り分けていこうとされているのか。
- SDGs の達成は、JICA だけのリソースでなし得るものではなく、様々なステイクホルダーと協力しながら推進していくもの。そうしたパートナーシップを考えるうえでも、基金を立ち上げる過程の中で、市民社会をはじめとする他のセクターの意見も取り入れながら SDGs 基金設立のプロセスをすすめていかれることを検討いただきたい。
- 民間寄附の圧迫という懸念については、そのようにならないようにどうすべきかを一緒に考え、提案していきたい。また企業寄附によって実施される JICA 事業における市民社会の位置づけも検討いただきたい。
- NGO が企業からの寄附の受け皿になれていないという点において NGO の責任も認識

している。

JICA :

- JICA 基金は現在そのまま継続する。
- SDGs 基金の名称は引き続き検討する。JICA の特定事業に寄附したいという声の受け皿としたいと考えている。
- 民間資金との競合については、国民に社会貢献意欲が広がっており、国際協力、開発途上国、SDGs への寄附市場を盛り上げるために、NGO の皆様と一緒に取り組んでいければと考えている。JICA 基金の運営委員に NGO-JICA 協議会 NGO 側コーディネーターから推薦いただいた委員も 2 名おられるので、JICA 基金の運営委員会においても協議しながら、NGO と JICA の協働体制を強化していければと考えている。

#### 9. NGO 等提案型プログラムの今後 (JICA 国内事業部)

JICA :

- NGO 等活動支援事業は NGO 等の能力強化を目的にしており、それらを着実に実施する体制づくりをしたいと考えている。国内事業部が企画した PCM 研修や現地調査、モニタリング・評価に関する研修に加え、在外事務所や国内機関での企画によるもの、さらに NGO 等提案型プログラムとして NGO の皆様から提案を受け付けてきたものがある。
- 現在の NGO 等提案型プログラムについては、団体との契約方法に会計・調達上の課題があり、今後は JICA の会計・調達関連の規定に沿った契約方法を検討している。各団体が実施したいプログラムについては、国内機関に相談いただき、JICA の規定に則った対応を行う。併せて、NGO 等の能力強化として求められているニーズや課題など調査する予定としており、その結果も踏まえて制度を整理していきたい。

NGO :

- 今回の変更経緯は会計上の課題だけだったのか。この 5 年間でどう評価されて変更されたのか。受託団体として意見を言える場があったら良かった。
- 新しい制度は NGO からというよりも国内機関からの提案と見えるが、期間や金額等教えて頂きたい。調査もどのようなものか教えていただきたい。
- 今後の企画競争はコンサルタントなども含めた競争になるのか。

JICA :

- 今回の変更経緯は、団体との契約方法が調達・会計の規定に合わないことが理由。今後は JICA の関連規定に則って対応予定。
- 具体的な調達方法については内容や規模等に応じた検討事項となる。簡単な企画書を作成し、相談していただくことを想定している。コンサルテーションを通じて案件形成し、適切な調達・契約を行うことを考えている。

#### 10. 閉会挨拶 関西 NGO 協議会 吉椿常任理事 :

- ・ 本日は NGO・JICA 併せて 100 名以上に参加いただいた。冒頭フォーカルの池田さんからお話があった通り、9 月に JANIC が担っていた連携事務局が廃止となり、体制変更により JICA と NGO 双方のコーディネーターが事務局業務を担っており、準備を進めて下さった NGO コーディネーター事務局の高橋さんや JICA の担当者の日浅課長、皆様に感謝したい。
- ・ 本日様々な議題があったが、年に 2 回の全体協議会では議論を深堀することが難しく、昨年 NGO-JICA 協議会実施要綱の改定があり、全国各地での地域協議会や勉強会が盛り込まれた。今後は地域協議会や勉強会にて議論の深堀が出来ればと考えている。関西地域でも 2 年ぶりに地域協議会を開催し、多文化共生、ユースの活動について議論ができた。地域協議会では、次のアクションに繋がる具体的な議論を行い、さらに全国会議に展開出来ればと思う。

以上

\* 本議事録は、NGO-JICA 協議会コーディネーターの責任で、議論の概要をまとめて作成いたしました。